

## SUBARU Care Passport の契約に関する注意事項

### 1.本商品の内容

本商品は、株式会社 SUBARU (以下「弊社」) ブランドの自動車を購入したお客様について、一定期間の点検・整備サービス利用権をパッケージとして併せてご購入いただくことで、弊社が指定する日本国内の SUBARU 販売会社 (以下「特約店」) において、点検・整備サービスの提供を受けることができるというサービスプログラムです。特約店は、本契約の内容にしがたって、法令の定める点検整備 (車検および 12 か月法定点検) および弊社が定めるメンテナンス基準に準拠した任意のメンテナンスを提供します。必ずしも検査適合を約束するものではありません。

### 2.契約

- (1) 契約の成立：本契約は、弊社ブランドの自動車 (新車または弊社認定中古車) を特約店において新規購入する際に本商品を購入する場合には車両登録日または車両納車日のいずれか早い日付に、またお客様が購入した弊社ブランドの自動車について特約店で車検サービスの提供を受ける際に特約店を通じて購入の申し込みをした場合には、弊社がこれを承諾したときに成立します。なお、お客様は契約の成立までの間は、本契約の申込みの撤回または申込み内容の変更を申し出ることができるものとします。

- (2) 契約成立の条件：本契約は、以下の 2 つの条件を満たす場合に限り、成立するものとします。

条件①:本商品の申込みに係る車両の所有者または使用者と本商品の注文者が同一であり、かつ、本商品の会員証に記載される契約者および車台番号と本商品注文書の注文者および車台番号が一致すること

条件②:同一車台番号について、他に有効な本商品の購入契約が存在していないこと

- (3) 契約期間：本契約の契約期間は本商品サービス提供期間と同一とし、以下のとおりとします。

①新車の新規購入時に本商品を購入する場合:SUBARUCarePassport10 および SUBARUCarePassport6 は、車両登録日から初回の車検満了日の 2 か月前まで、SUBARUCarePassport18 および SUBARUCarePassport14 は車両登録日から 2 回目の車検満了日の 2 か月前まで

②車検時に本商品を購入する場合:SUBARU Care Passport8 もしくは SUBARU Care Passport5 の新規購入～または継続申込みに係る車検満了日の 2 か月前からその後の初回の車検満了日の 2 か月前まで (最長 24 か月)

③弊社認定中古車の新規購入時に本商品を購入する場合：弊社認定中古車のうち車検残 14 か月未満の車両については本契約成立後の初回車検入庫日からその後の初回の車検満了日の 2 か月前まで（最長 24 か月）、また車検残 15 か月以上 25 か月以内および車検残 26 か月以上 35 か月未満の車両は車両登録または名義変更日から車検満了日の 2 か月前まで

- (4) 契約関係：点検・整備に関する契約は、契約者から特約店に対する個別の点検・整備の注文により特約店との間に別途に締結されるものとします。点検・整備の提供義務は特約店が負うものであり、弊社は、契約者に対して、本契約に基づいて点検・整備の提供に関する責任を負うものではありません。

### 3. サービスの内容および利用条件

- (1) サービス内容：本商品に基づき、特約店において提供するサービスは以下のとおりとします。

①法令の定める点検整備：(a)車検（24 か月法定点検）(b)12 か月法定点検

- (2) 利用条件

①法令の定める点検整備有効期間：該当点検月（車両登録月）にご利用ください。当該期間にご利用いただけない場合は理由の如何に拘わらず、当該点検・整備に係るサービスをお受け出来ない場合がございます。

②サービス提供車両：本商品は、本契約の申し込み時に指定いただいた車両について、弊社指定の点検・整備を行う場合にのみご利用いただけます。指定車両以外の車両の点検・整備、弊社指定の点検・整備以外の点検・整備、部品購入等にはご利用いただけません。

③付帯サービスの規定回数：規定回数を超えた利用は出来ません。規定回数以上の付帯サービス利用は、別途整備料金が発生いたします。

④使用コンディション：本商品は、標準的な車両使用（舗装路を年間約 10,000km 走行）を前提としたサービスプログラムです。弊社のウェブサイトに掲載する付帯サービス交換条件に沿ってサービスを提供するため、入庫時の車両状況（前回交換からの期間または走行距離）によっては、ご希望いただいたサービスを提供できない場合がございます。また、シビアコンディション使用時は通常より早めに点検・整備を実施するため、本商品の付帯サービスが利用できない場合がございます。シビアコンディション使用時の整備項目詳細および推奨交換・整備実施基準はメンテナンスノートをご覧ください。

⑤サービス提供拠点：本商品に基づくサービスは全国の特約店でご利用いただけます。転居・その他の事由でご購入された特約店で点検整備を受けることが困難

な場合は、お近くの特約店にお知らせください。手続きの上、継続して点検整備が受けられます。

#### 4.権利譲渡の禁止

- (1) 本商品の契約者の変更(名義変更)はできません。また、本商品に係る権利の全部または一部について、有償・無償を問わず、第三者に譲渡することはできません。
- (2) 本商品に係る権利が、有償・無償を問わず、実質的に第三者に譲渡されたと特約店が判断した場合、本契約に基づく全ての権利は失効し、以降、契約者および第三者のいずれも、本契約に基づく点検・整備サービスを受けることはできません。

#### 5.中途解約

- (1) 本契約は、理由の如何に拘わらず、原則として契約成立後の解約および購入代金の払い戻しはできません。但し、当該車両を売却・譲渡等する場合には、契約期間内に契約者から申し出いただくことにより、所定の解約手続きの上、点検・整備サービスの未利用分に相当する額から解約に係る手数料および点検・整備サービスの未利用分の消費税相当額を差し引いた額を返金いたします。
- (2) 本契約に係る車両を譲渡・売却・廃車し、且つ特約店で SUBARU ブランドの車両を購入するために解約する場合に限り、解約に係る手数料を弊社が一部負担します。

#### 6.契約解除

以下のいずれかの事由に該当する場合、弊社は事前通知することなく本契約を解除することができます。この場合、本商品の購入代金のうち、当該解除時までにご利用いただけなかった点検・整備に係る未利用分については、本契約の解除に伴い当社に発生する管理事務費に充当するものとして、解除手数料を申し受けます。

- (1) 契約者が本約款に違反した場合
- (2) 注文書または本契約に係る情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 契約者が、本契約に係る車両を譲渡・売却・廃車等したことにより契約に係る車両を所有または使用していないことが判明し、かつ、契約者との合意に基づく解約手続きが困難な場合
- (4) その他、契約者が本商品の利用を継続することが適当でないと弊社が合理的に判断した場合

## 7.個人情報の収集、保有、使用

- (1) 本商品の注文者は、弊社および特約店が以下の目的のため、注文者の氏名、納車日、対象自動車の登録番号・車台番号、本サービス加入日、本サービス実施記録等の個人情報(以下「個人情報」)を収集、保有および使用することに同意します。
  - ①本サービス引受けの判断、引受けおよび本サービス履行のため
  - ②定期点検、車検等のサービスについて、郵便、電話、電子メール等の方法によりご案内するため
  - ③自動車、部用品、サービス商品、保険、クレジットカード等特約店において取扱う商品・サービスあるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について、郵便、電話、電子メール等の方法により注文者にご案内するため
  - ④商品の企画・システム開発あるいは顧客満足度向上策検討のためのアンケート調査を実施するため
- (2) 注文者は、特約店が本商品に関する事務処理を第三者に業務委託する場合に、特約店が保護措置を講じた上で、個人情報を当該業務委託先に取扱いを委託することに同意します。
- (3) 注文者の個人情報の開示・訂正・削除・利用の中止に関するお問い合わせやその他のご意見の申出に関しましては、本商品の申し込みを行った各特約店までお願いいたします。

## 8.個人情報の共同利用

- (1) 弊社は、円滑なサービス遂行に伴う業務の効率化を図るために、個人情報を特約店との間で共同利用します。本項に定める共同利用に関する個人情報の管理責任者は弊社とします。
- (2) 特約店は、本商品の業務効率化を図るために、個人情報並びに本商品加入日、定期点検・車検等の実施日、実施記録、車両の車名・型式等の情報を、弊社、スバルファイナンス株式会社および本商品に関する契約当事者となる特約店以外の特約店との間で共同して利用します。また、本項に定める共同利用に関する個人情報の管理責任者は弊社とします。